滑　川　町　　No. １１

凡　例

朱塗り	条例第5条第1項に基づく土地の区域。環境の保全上支障があると認められる予定建築物の用途は、建築基準法別表第二(い)項に掲げる建築物（共同住宅、長屋、寄宿舎及び下宿を除く。）以外の建築物とする。
	条例第7条第1項第1号に基づく土地の区域。予定建築物の用途は、次のア、イ若しくはア及びイを併せ有するもの（店舗、飲食店及びその他これに類する用途に供する部分は除く。）とする。ただし、農業物の処理及び通信に関する法律第2条第1項に規定する農業物の処理の用に供する建築物のうち、建築基準法第51条ただし書許可を受けたもの及び破砕、焼却等の処分の用に供するものを除く。また、次のア、イ若しくはア及びイを併せ有するもののうち、いずれかを除外する場合は、都市計画法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画等定めることができる。 ア　流通業務施設　建築基準法別表第2(る)項に掲げる建築物（準工業地域に建築できない建築物。）以外の建築物のうち、倉庫及び荷さばき場とする。 イ　工業施設　工業地及び2は、建築基準法別表第2(る)項に掲げる建築物（準工業地域に建築できない建築物。ただし、金属の溶融又は精錬の事業を営む工場等は含まない。）以外の建築物のうち、工場とする。
	条例第7条第1項第1号に基づく土地の区域。予定建築物の用途は、建築基準法別表第2(る)項に掲げる建築物（準工業地域内に建設してはならない建築物。）以外の建築物のうち、日本標準産業分類（総務省編集、平成19年11月改定）において、次の分類に属する工場、倉庫及び事業所とする。ただし、金属の溶融又は精錬の事業を営む工場等は含まれるものとする。 大分類E－製造業（ただし中分類、石油製品・石炭製品製造業、なめし革製造業、武器製造業は除く。）及び中分類－情報通信業
	条例第7条第1項第1号に基づく土地の区域（一の区間の沿道に限る。）。ただし、指定した土地の区域は、都市計画法施行令第9条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に定める農業振興地域内の農用地区域並びに農地法第4条第2項第1号ロに掲げる農地及び第5条第2項第1号ロに掲げる農地又は採草放牧地に指定された土地の区域は除く。予定建築物の用途は、大規模小売店舗立地法の対象となる店舗面積1，000㎡以上の商業施設又はそれに関連する施設（日本標準産業分類（総務省編集）において、卸売・小売業、金融・保険業、飲食店・宿泊業、複合サービス事業、サービス業に分類される事種の事務所又は店舗（いずれも建築基準法別表第2(は)項第一号、第二号、第三号に該当するものは除く。）
	条例第7条第2項に基づく既存の集落（最低敷地面積300㎡が適用される区域）
	条例第7条第2項に基づく既存の集落（条例施行規則第2条第1項第3号の区域として、最低敷地面積300㎡が適用されない区域）

索　引　図

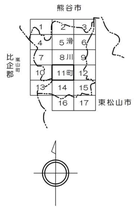

記　号

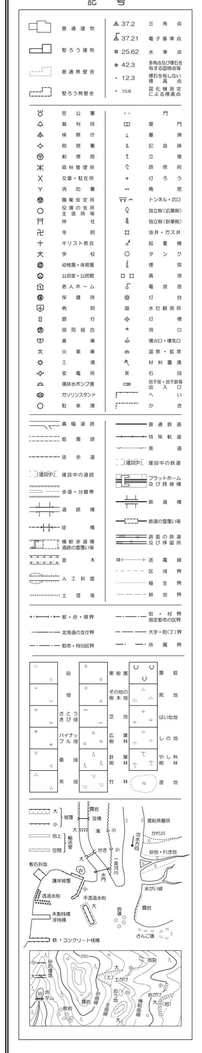

11

調　製	平成23年　5月
測　量	平成24年　2月
現　調	平成23年10月
一部修正	令和　元年　7月

原　標　系　第Ⅸ区系
等　高　線　2m間隔

縮尺 1：2,500

「この測量成果は、国土地理院長の承認を得て作成したものである（承認番号）平23 関公 第595号」

滑　川　町